

日本共産党中央委員会御中

私に対する除名処分は規約上の重大な瑕疵があるので、一時的な執行の停止を求めます

二〇二三年三月六日 松竹伸幸

日本共産党京都南地区委員会は、二月五日、常任委員会を開催し、私に対する除名処分を決定しました。翌六日、京都府常任委員会がこの決定を承認し、処分が確定したとされます。

「各級指導機関は、規律の違反とその処分について、中央委員会にすみやかに報告する」(規約第五五条) ことになっており、この結果と関連する文書は、すでに届いているでしょう。

私は、今回の除名処分に納得していません。処分通知書(以下、通知書)において除名の理由として挙げられた四つの点は、いずれも事実と言えず、評価も異なります。従って私は、「被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる」(規約第五五条) という党規約に明記された権利を行使し、来年一月に開催される予定の第二九回党大会に再審査を申し出るつもりです。

それとは別に、今回の処分決定は、以下に明らかにするように、規約で明確に定められた処分の正統な手続を踏まえておらず、重大な瑕疵があります(地区委員会の承諾を得て私に対する調査は録音しましたので音声データが残っています)。瑕疵を克服するためには(つまり処分を確定するためには)、最小限、私に意見表明の機会を与える地区委員会の開催、府委員会の開催、通知書の文面の訂正が不可欠です。従って、規約通りの手続が完了するまでの間、処分の執行を停止すべきだと考え、中央委員会に申し出るものです。

統一地方選挙の告示(二三日)が目前に迫っており、選挙での勝利のためには、すぐに地区委員会の開催等の煩雑な手続をとることは困難でしょう。今回の選挙で共産党が前進することには大きな意義があり、私も共産党の勝利を心から願っています。その点を考慮し、処分確定に必要な手続の実施は、投票日のあとに回すことを公表すればどうでしょうか。そうすれば、選挙期間中は私に対する処分はなかったことになり、メディアや他党などによる処分を理由とした共産党への批判を避けることができるし、共産党も地方選挙にふさわしい政策と争点を打ち出して選挙戦を闘うことに専念できます。

なお、選挙後にそのような手続をとるかどうかの中央委員会の判断については、選挙の告示前、遅くとも一七日までにご回答頂ければ幸いです。この書面の序文はすでにブログで公開していますが、お返事がない場合、本文は二〇日に公開する予定です。

この訴えに答えていただけるかどうかは別にして、私自身は選挙告示日から投票日まで、メディアへの出演は取りやめ、ブログでもこの問題を論じません。ただし、「赤旗」で私に対する批判が掲載されたり、幹部が演説で取り上げたものがインターネット上の動画などでアップされたりする場合は、その限りではありませんので、ご容赦ください。

以下、三つの問題で規約上の瑕疵を明らかにします。

- 1、支部党会議・総会で処分を決定しなかった問題
- 2、「支部委員会の同意」という虚構が前提とされている問題
- 3、処分を決定する会議で意見を述べる権利を奪われた問題

## 1、支部党会議・総会で処分を決定しなかった問題

党規約第五〇条は、党員の処分を誰が決定するかについて、以下のような規定をおいています。

「党員にたいする処分は、その党員の所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される。

特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、党員を処分することができる。この場合、地区委員会のおこなった処分は都道府県委員会の承認をえて確定され、都道府県委員会がおこなった処分は中央委員会の承認をえて確定される。」

この規約で明白なように、党員の処分は、所属する支部の党会議（党員数が多い場合に班などで代表を決めて開かれる会議のこと）、または総会で決定することが基本です。ところが今回の私に対する処分通知書を見ると、「あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという『特別な事情』にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、南地区委員会常任委員会として決定した」とされています。

まずこれは「特別な事情」の脱法的な解釈と言わざるを得ません。

処分は党員の権利を制限・剥奪するものですから、当然、本人も含め所属する党組織の全員が議論し、決定にかかわることを想定しています。処分というのは、処分を受ける党員にとっても、処分決定を下す党員にとっても重大なものです。であるが故に、対象となった党員が処分を下すにふさわしいか、どの程度の処分が適当なのかは、長年いっしょに苦労を重ねながら活動してきた党員が全員で議論しなければ、本当のところは分かりません。また、支部の党員全員が議論し、納得して決定しないと、禍根を残すことになります。決定は通常の支部会議ではなく、「支部の党会議、総会の決定による」としているのはこのためです。

その規約の精神から考えた場合、「特別な事情」があれば地区委員会が直接に処分するという特別規定が適用されるのは、きわめて限定的なものでなければなりません。だからこそこれまで、「特別な事情」とは、支部が崩壊して会議が開催できない場合などに限定されてきたのです。

私が所属していた職場支部は、そのような「特別な事情」にはありません。コロナ禍でリモートワークが定着して私も含む出版社の編集部は自宅での仕事が増えており、党の会議の開催頻度も減ってはいますが、必要な場合はいつでも会議を招集することが可能です。それなのに、なぜ、わざわざ「特別な事情」条項を適用したのでしょうか。

私に対する処分通知書によると、「あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っている」ことが、「特別な事情」とであるとされます。しかし、そもそも規約上の処分は、党員が「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」（規約四八条）に行うものであり、「党攻撃」もそれに含まれるでしょう。「党攻撃」がされているからといって規約の原則を踏みにじってしまえば、特例が原則になってしまいかねません。

しかも、私の言動が「党攻撃」に当たるというなら、なおさらいっしょに活動してきた支部の党員が調査し、批判するようしなければなりません。そういう仲間による調査だからこそ、対象の党員の日頃の言動も含め深く知っているのです、鋭い批判を行うことが可能にな

ります。あるいは逆に、議論によって党員が反省を深め、党にとってふたたび貴重な人材となるかもしれません。結局、支部党会議、総会の開催を求めなかったのは、私と苦勞をともにしてきた同志に議論を委ねると、党機関が想定するような処分ができないと判断したからだと言わざるを得ません。

以上のことから、地区委員会が支部党会議の開催を求めなかったことは、大きな規約上の瑕疵があります。ただし、今回、私は規約通りの支部党会議、総会の開催までは求めません。ここまで問題が大きくなったもとの、私を支持するかどうかをめぐって、支部の同志が対立する場面をつくることは避けたいからです。

その代わりに、あとで述べる理由で開催を求める地区委員会の会議は、総会の形式で行うことを要求します。今回、「特別の事情」の場合に「地区委員会は、党員を処分することができる」という規定が適用されましたが、それが総会によるものではなく常任委員会だったのは、おそらく、「常任委員会は、地区委員会総会からつぎの総会までのあいだ、地区委員会の職務をおこなう」（第三七条）の解釈にもとづくものなのでしょう。一般的にそういう運用はあり得ることです。しかし、支部が党員を処分する場合、通常の支部会議ではなく「党会議、総会」での決定を求めている趣旨からも、地区委員会が支部から処分の権限を取り上げる場合、地区委員会総会の開催が不可欠だと考えます。

## 2、「支部委員会の同意」という虚構が前提とされている問題

「処分通知書」では冒頭で、私の除名処分について、「当該職場支部委員会の同意のもと、党規約第五〇条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定した」と書かれています。ここでは、私の所属する支部委員会が処分に同意したかのように描かれていますが、まったく事実ではありません。

支部委員会はそもそも私に対する除名処分への同意を求められていません。処分の決定後、地区委員会から支部委員に対して電話がありましたが、そこでは地区が処分した事実と、翌日の京都府委員会の会議で承認されるという事実が伝えられただけです。ですから、私の所属する班を担当する支部委員は、処分通知書を見たあとで、この部分は事実と異なっているので同意できない旨を地区委員会に伝えています。

さらに、同じ支部委員は、私が鈴木元氏の本を私の本と同時期に出すよう調整したことが「分派」として除名理由になっていることについて、地区委員会に不同意であることを伝えています。同時期に同種のテーマを揃えて出版することは、本の話題性を高め、販売促進につながるからです。そんなことが分派として処分されることになるなら、この出版不況の折、出版社の仕事は成り立たないのです。だから、私の行動は、出版社の社員としては批判されることではなく、逆に誉められるべきものだとして地区委員会に伝えたそうです。

いずれにせよ、支部委員会が処分に同意したという「通知書」の記述は、完全に事実と反しています。そもそも地区委員会が直接に処分を決める場合、規約上は支部の同意など不要なものですから、地区が同意を求めるはずもないのです。この部分は処分理由と直接には関連のないものですが、処分される党員にとって重大な意味を持つ「通知書」のなかに虚偽が書

かれていること、しかも長年の同志が私の除名に同意したかのような虚偽が書かれていることは、当事者としてはたまったものではありません。

従って、この部分は削除されるべきです。そのためだけにでも、地区委員会と府委員会の開催が必要です。

私の推測ですが、「通知書」が言いたかったことは、支部委員会が処分に同意したということではなかったのだと思います。処分は党支部が行うという規約の通常の手続通りではなく、地区が直接に調査と処分を実施することについて、支部委員会の同意を得たということだったのでしょう。そのことなら、確かに地区から同意を求める電話はありました。

しかし、この問題では、支部委員会の会議は開かれていません。支部長はそれぞれ「特別の事情」があるので、自分では判断できないと答えたところ、地区委員会が複数の支部委員に電話をかけて了解をとったと聞いています。

党規約は、「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない」（五四条）と定めています。「特別の事情」下で地区委員会が直接に処分することについて支部の同意を得る場合も、地区委員会がやるべきことは、支部長も含めて支部委員会の会議が開かれるよう、しっかりと指導することだったと考えます。個別の支部委員に電話をかけて了承をとるなどというやり方は、規約の求める「もっとも慎重に」という精神と逆行するものと言わざるを得ません。

いずれにせよ、今回の処分そのものに「支部委員会の同意」があったかのように言うのは、完全に事実と異なります。党員の処分を決める文書に誤りがあることは許されません。府委員会、地区委員会とも、会議を開き直し、該当箇所を削除するか訂正するよう求めます。

### 3、処分を決定する会議で意見を述べる権利を奪われた問題

処分、とりわけ除名処分は、処分される側にとっても、処分する側にとっても重大な行為です。そのため党規約は、除名の対象となった党員がこの手続に関われるよう、厳正な手続を定めています。関連する条項は以下の通りです。

「自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる」（第五条一〇項）

「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。党員の除名を決定し、または承認する場合には、関係資料を公平に調査し、本人の訴えをききとらなくてはならない」（第五四条）

「党員にたいする処分を審査し、決定するときは、特別の場合をのぞいて、所属組織は処分をうける党員に十分意見表明の機会をあたえる」（第五五条）

このうち、第五四条は、処分を決定する前に、本人の訴えを聞く調査を実施することを求めたものです。この点については、十分なものだったかどうかはともかく、調査自体は二月二日に実施されました。

一方、第五条一〇項と第五五条は、完全に無視されています。この条項は、党員に対する調査をふまえた上で、実際に処分を決定する会議を開催する際は、本人が「その会議に出席

し、意見をのべることができる」「党員に十分意見表明の機会をあたえる」とするものです。

しかし、私に対する処分を決めたとされる二月五日の京都南地区委員会の会議、さらにはそれを承認した六日の京都府委員会の会議で、私は意見を表明する機会を与えられていません。会議への出席も求められていません。それどころか、五日と六日に会議が開かれることは伝えられましたが、何時にどこで開催するのかさえ知らされませんでした。

この「意見表明」は、処分される本人から申し出る性格のものではありません。そんな権利があることを知らない党員もいるのですから、規約に書かれているように、「所属組織（この場合は地区委員会——松竹）」の側から、「党員に……与える」、つまりそういう場があるので、参加することができるかと告げるべきものです。

だからこそ、党の元埼玉県委員長だった増子典男氏（現、幹部会委員）は、みずからのツイッターで、自分がこれまで多くの処分に関わったことを紹介しつつ、「私も何回も経験していますが、出席を求めなかったことは一回もありません」（二月八日）と発言しています。他の県で一回もなかったことが、京都府では起こっているのです。

なお党規約は、あらゆる処分は「中央委員会にすみやかに報告する」（第五五条）ことを求めています。その際に中央の規律委員会が提出を求める「処分報告項目例」を見ても、処分されたものの氏名や処分の内容、理由などとともに「意見表明（弁明）の機会」も挙げられています。これは処分にあって必須の事項なのです。すでに南地区委員会は中央委員会に報告を上げているものと思われませんが、私の意見表明の機会はどうしたと書かれているのでしょうか。もし弁明の機会を与えたと書かれているなら、虚偽の報告がされたことになり、中央の規律委員会がそのまま放置するならば、中央委員会自身の責任が問われることとなります。

いずれにせよ、これでは「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない」という規約の根本精神が踏みにじられていることとなります。私を規約違反だとして処分した側が、実は規約を根底から犯していたということです。

以上の点から、現状のままでは、この処分は無効です。結論は変わらないにしても、私が出席し、意見表明ができる地区委員会、府委員会を開催しなければ、処分は有効にはなりません。すでに述べたように、「通知書」の文面の訂正、削除も必要です。

とはいえ、統一地方選挙を目前に控えて忙しい地区委員会、府委員会に負担をかけるようなことはしたくありません。ですから、その会議は統一地方選挙のあとに開催することとし、それまでの間、中央委員会の権限と責任で処分を一時的に執行停止とする措置をとることを望みます。その期間、私の党員としての権利が回復されるなら、統一地方選挙での共産党の躍進のため、微力ながら献身する決意です。

なお、くり返しになりますが、この訴えに答えていただけるかどうかは別にして、私は選挙期間中、メディアへの出演は取りやめ、ブログでこの問題を論じることも中止します（すでに取材を受けたものはご容赦ください）。ただし、「赤旗」で私に対する批判が掲載されたり、幹部が演説で取り上げたりする場合は、その限りではありません。ご検討いただければ幸いです。